

訪問看護

介護予防訪問看護

# 訪問看護フィリーズ

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(倉敷市指定 第 3360290799 号)

## 重要事項説明書

# 重要事項説明書

## 1. 設置者

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 法人の名称  | フィリーズ株式会社                   |
| 法人の所在地 | 岡山県倉敷市茶屋町360-12 フロント茶屋町B105 |
| 代表者名   | 代表取締役 小坂田 香代子               |
| 電話番号   | (086) 454-9300              |

## 2. 事業所の概要

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 事業所の名称  | 訪問看護フィリーズ                   |
| 事業の種類   | 訪問看護<br>介護予防訪問看護            |
| 事業所の所在地 | 岡山県倉敷市茶屋町360-12 フロント茶屋町B105 |
| 事業者番号   | 3360290799 (医療 0290799 )    |
| 管理者名    | 小坂田 香代子                     |
| 電話番号    | (086) 454-9300              |
| FAX     | (086) 454-9301              |
| 実施地域    | 倉敷市                         |

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

## 3. 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

要介護状態、要支援状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能向上を目的とする。

### (2) 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援するものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

## 4. 営業日

|      |  |
|------|--|
| 営業日  | 月～金  |
| 営業時間 | 受付時間：午前8時30分～午後5時30分<br>電話などにより24時間連絡可能な体制とする。 |
| 定休日  | 年末年始12月30日～1月3日 8月13日～15日 土日祝日                 |

## 5. 職員体制

|       |              |     |           |  |
|-------|--------------|-----|-----------|--|
| 管理者   | 看護師 小坂田 香代子  |     |           |  |
| 看護師   | 常勤 名(うち兼務0名) | 非常勤 | 名(うち兼務0名) |  |
| 准看護師  | 常勤 名(うち兼務0名) | 非常勤 | 名(うち兼務0名) |  |
| 理学療法士 | 常勤 名(うち兼務0名) | 非常勤 | 名(うち兼務0名) |  |
| 作業療法士 | 常勤 名(うち兼務0名) | 非常勤 | 名(うち兼務0名) |  |

## 6. 担当職員の変更

①いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

②当事業所は、担当の訪問看護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者様又はご家族の了解を得ます。

## 7. 利用料

利用者負担金は、料金の1割又は2割負担となります。但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から9割の払い戻しを受ける方法)があります。

### (1) 介護保険

#### \*看護師が訪問する場合

| 利用時間等                 | 基本料金   | 利用者負担金 | 夜間・早朝料金 | 深夜料金  |
|-----------------------|--------|--------|---------|-------|
| 訪問看護(介護)              |        |        |         |       |
| 20分未満                 | 3140円  | 314円   | 393円    | 471円  |
| 30分未満                 | 4710円  | 471円   | 589円    | 707円  |
| 30分以上1時間未満            | 8230円  | 823円   | 1029円   | 1235円 |
| 1時間以上1時間30分未満         | 11280円 | 1128円  | 1410円   | 1692円 |
| 理学療法士等による訪問(1回あたり20分) | 2940円  | 294円   |         |       |
| 訪問看護(予防)              |        |        |         |       |
| 20分未満                 | 3030円  | 303円   | 379円    | 455円  |
| 30分未満                 | 4510円  | 451円   | 564円    | 677円  |
| 30分以上1時間未満            | 7940円  | 794円   | 993円    | 1191円 |
| 1時間以上1時間30分未満         | 10900円 | 1090円  | 1363円   | 1635円 |
| 理学療法等による訪問(1回あたり20分)  | 2840円  | 284円   |         |       |

#### \*准看護師が訪問する場合

| 利用時間等         | 基本料金   | 利用者負担金 | 夜間・早朝料金 | 深夜料金  |
|---------------|--------|--------|---------|-------|
| 20分未満         | 2830円  | 283円   | 354円    | 425円  |
| 30分未満         | 4240円  | 424円   | 530円    | 636円  |
| 30分以上1時間未満    | 7410円  | 741円   | 926円    | 1112円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 10150円 | 1015円  | 1269円   | 1523円 |

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

## ○サービスの加算料金

| 加算項目              | 料金           | 利用者負担金 |
|-------------------|--------------|--------|
| サービス提供体制強化加算(1)   | 550円         | 55円    |
| サービス提供体制強化加算(2)   | 200円         | 20円    |
| 介護予防訪問看護 看護体制強化加算 | 100円         | 10円    |
| 専門管理加算            | 2500円        | 250円   |
| 特別管理加算(Ⅰ)(月1回)    | 5000円        | 500円   |
| 特別管理加算(Ⅱ)(月1回)    | 2500円        | 250円   |
| 緊急時訪問看護加算Ⅰ(月1回)   | 6000円        | 600円   |
| 緊急時訪問看護加算Ⅱ(月1回)   | 5740円        | 574円   |
| ターミナルケア加算         | 25000円       | 2500円  |
| 遠隔死亡診断補助加算        | 1500円        | 150円   |
| 初回加算(Ⅰ)退院・退所日訪問   | 3500円        | 350円   |
| 初回加算(Ⅱ)           | 3000円        | 300円   |
| 退院時共同指導加算         | 6000円        | 600円   |
| 看護・介護職員連携強化加算     | 2500円        | 250円   |
| 複数名訪問加算           | 所要時間30分未満の場合 | 2540円  |
|                   | 所要時間30分以上の場合 | 4020円  |
| 長時間訪問看護加算         | 3000円        | 300円   |

## ○介護職員等処遇改善加算(令和8年6月1日施行)

職員の安定的な処遇改善および人手不足解消を目的とした加算です。

加算率は訪問看護の算定単位数(基本報酬+各種加算減算)に1.8%を乗じた単位数です。

上記加算分に1~3割の自己負担金が発生します。

支給された加算額は、全額職員の賃金改善に使用されます。

・特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1月につき特別管理加算(Ⅰ)または特別管理加算(Ⅱ)を加算します。

・緊急時訪問加算は指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者またはその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。

・ターミナルケア加算は在宅で死亡した利用者に対して、利用者又はその家族の同意を得て、その死亡日及び死亡の前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む)に加算します。

・初回加算は新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回もしくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算します。

・退院時共同指導加算は入院中または入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が退院時共同指導を行った後に、退院又は退所後、初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、退院又は退所につき1回に限り加算します。初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しません。

・看護・介護職員連携強化加算は指定訪問介護事業所と連携し、訪問介護員等が利用者に対し、特定行為業務を円滑に行なうための支援を行った時に1月に1回に限り加算します。

- 長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算します。
- 複数名訪問看護加算は、利用者又はその家族の同意を得て、2人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

## (2) 医療保険 \*なお、健康保険の場合は、診療報酬告示上の額とします。

| 基本料金項目                          |              | 料金     | 利用者負担 |       |       |
|---------------------------------|--------------|--------|-------|-------|-------|
|                                 |              |        | 1割    | 2割    | 3割    |
| ☆基本療養費<br>(1日につき)               | 週3回まで        | 5550円  | 555円  | 1110円 | 1665円 |
|                                 | 週4回以降        | 6550円  | 655円  | 1310円 | 1965円 |
| ☆管理療養費<br>(1日につき)               | 月の初日         | 7670円  | 767円  | 1534円 | 2301円 |
|                                 | 2日目以降1       | 3000円  | 300円  | 600円  | 900円  |
|                                 | 2日目以降2       | 2500円  | 250円  | 500円  | 750円  |
| 訪問看護<br>物価対応料1                  | 月の初日         | 60円    | 6円    | 12円   | 18円   |
| (1日につき)                         | 2日目以降        | 20円    | 2円    | 4円    | 6円    |
| ★情報提供療養費                        | 月1回          | 1500円  | 150円  | 300円  | 450円  |
| ★ターミナルケア療養費                     | 死亡月1回        | 25000円 | 2500円 | 5000円 | 7500円 |
| 遠隔死亡診断補助加算                      |              | 1500円  | 150円  | 300円  | 450円  |
| 加算料金項目                          |              | 料金     | 利用者負担 |       |       |
|                                 |              |        | 1割    | 2割    | 3割    |
| ☆難病等複数回訪問加算                     | 1日2回         | 4500円  | 450円  | 900円  | 1350円 |
|                                 | 1日3回以上       | 8000円  | 800円  | 1600円 | 2400円 |
| ☆緊急時訪問看護加算                      |              |        |       |       |       |
|                                 | 1日につき月14日まで  | 2650円  | 265円  | 530円  | 795円  |
|                                 | 1日につき月15日目以降 | 2000円  | 200円  | 400円  | 600円  |
| ☆長時間訪問看護加算                      | 週1回まで        | 5200円  | 520円  |       | 1560円 |
| 人工呼吸器を使用している者で                  |              |        |       | 1040円 |       |
| 訪問が2時間を超えた場合                    |              |        |       |       |       |
| ★24時間対応体制加算                     | 月1回          | 6800円  | 680円  | 1360円 | 2040円 |
| ★24時間連絡体制加算                     | 月1回          | 2500円  | 250円  | 500円  | 750円  |
| ☆特別管理加算                         | 月1回          |        |       |       |       |
| (I)悪性腫瘍・留置カテーテル<br>気管切開・気管カニューレ |              | 5000円  | 500円  | 1000円 | 1500円 |
| (II)在宅酸素・人工肛門など                 |              | 2500円  | 250円  | 500円  | 750円  |
| ☆退院時共同指導加算(適応時)                 |              | 8000円  | 800円  | 1600円 | 2400円 |
| ☆退院時支援指導加算                      |              | 6000円  | 600円  | 1200円 | 1800円 |
| ☆在宅患者連携指導加算<br>(月1回まで)          |              | 3000円  | 300円  | 600円  | 900円  |
| ☆在宅患者緊急時加算                      |              | 2000円  | 200円  | 400円  | 600円  |
| カンファレンス加算(月2回まで)                |              | (1回)   |       |       |       |

|  |                |      |      |       |
|--|----------------|------|------|-------|
| ★複数名訪問看護加算（週1回）  | 看護師            |      |      |       |
| 下記のいずれかの基準を満たし<br>複数の看護師が訪問した場合<br>①厚生労働省が定める疾病等の者<br>②特別指示期間中であって<br>指定訪問看護を受けている者<br>③暴力行為、著しい迷惑行為<br>器物破損行為等が認められる者 | 4500円          | 450円 | 900円 | 1350円 |
|  | 准看護師<br>3800円  | 380円 | 760円 | 1140円 |
|  | 看護補助者<br>3000円 | 300円 | 600円 | 900円  |
| 乳幼児加算（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合）  | 1800円          | 180円 | 360円 | 540円  |
| 乳幼児加算（上記以外の場合）   | 1400円          | 140円 | 280円 | 420円  |
| 専門管理加算<br>イ：緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の計画的な管理を行った場合<br>ロ：特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合                             | 2500円          | 250円 | 500円 | 750円  |
| ベースアップ評価料（Ⅰ）月1回  | 1830円          | 183円 | 366円 | 549円  |
| ベースアップ評価料（Ⅱ）月1回  | 10～500円        |      |      |       |
| 訪問看護DX情報活用加算（月1回）  | 50円            | 5円   | 10円  | 15円   |
| 訪問看護遠隔診療補助料（1日につき）   | 2650円          | 265円 | 530円 | 795円  |
| 在宅患者連携指導加算（月1回）  | 3000円          | 300円 | 600円 | 900円  |
| 訪問看護医療情報連携加算   | 1000円          | 100円 | 200円 | 300円  |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）   | 2000円          | 200円 | 400円 | 600円  |
| 看護・介護職員連携強化加算  | 2500円          | 250円 | 500円 | 750円  |

|                                |       |      |      |       |
|--------------------------------|-------|------|------|-------|
| その他の加算                         |       |      |      |       |
| 夜間・早朝訪問看護加算<br>（6時～8時・18時～22時） | 2100円 | 210円 | 420円 | 630円  |
| 深夜訪問看護加算<br>（22時～6時）           | 4200円 | 420円 | 860円 | 1260円 |

★は利用者又は利用者家族の同意が必要です

健康保険・国民健康法・後期高齢者医療に基づき所定の額（1割～3割）を徴収させていただきます。各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は基本利用料が減額または免除されます。

(3) エンゼルケア料 10,000円を請求致します。

(4) キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、至急事業所までご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、30日までにあらかじめ指定された方法でお支払ください。

(6) 保険給付のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

## 8. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置致します。

① 当事業所の相談苦情連絡窓口

TEL : 086-454-9300

担 当 部 署 : 訪問看護フィリズ

担 当 者 : 小坂田 香代子

受 付 時 間 : 午前8:30~午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております

②行政機関等

当事業所以外に下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※行政機関その他苦情受付機関

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・12/29~1/3を除く)

◎倉敷市役所介護保険課

倉敷市西中新田640

電 話 (086) 426-3343

◎岡山県国民健康保険団体連合会

岡山市北区桑田町17番5号

8:30~17:00

電 話 (086) 223-881

## 9. 提供するサービスの内容

### (1) 訪問看護計画書の作成

主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

### (2) 訪問看護の提供

- |                  |                                      |
|------------------|--------------------------------------|
| ① 病状・障害・全身状態の観察  | ⑥ 認知症患者の看護                           |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 療養生活や介護方法の助言                       |
| ③ 療養上の世話         | ⑧ ガーニ等の交換・管理                         |
| ④ 褥創の予防・処置       | ⑨ ターミナルケア                            |
| ⑤ リハビリテーション      | ⑩ その他在宅療養を継続するために必要な<br>医師の指示による医療処置 |

| 訪問曜日 | 訪問時間 |
|------|------|
|      |      |
|      |      |
|      |      |
|      |      |
|      |      |
|      |      |
|      |      |

## 10. 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画作成にあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

\*ICT ツールを使用している情報共有に関してはサービス提供に必要な範囲に限定し、個人情報保護法その他関係法令に基づき適切に管理・運用を行います。

## 11. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

|                 |     |        |
|-----------------|-----|--------|
| 主治医             | 病院名 |        |
|                 | 主治医 |        |
|                 | 連絡先 |        |
| ご家族             | 氏名  | (続柄： ) |
|                 | 連絡先 |        |
| 緊急連絡先           | 氏名  | (続柄： ) |
|                 | 連絡先 |        |
| 主治医・ご家族などへの連絡基準 |     |        |

## 12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家続、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 13. 虐待防止のための措置

- ・事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
- ・虐待の防止に関する責任者の選定：小坂田 香代子（代理人は看護師等）とします。
- ・従業員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施をいたします。
- ・その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- ・事業者は指定訪問看護および指定介護訪問看護の提供にあたり、当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族、高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

## 14. 身体拘束に関する事項

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある場合など、利用者本人又は他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明をし同意を得た上で必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

## 15. ハラスメント対策に関する事項

- ・事業者は、適切な本サービスを提供する観点から、職場において行われる性的、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ・利用者又はその家族等による職員への身体的暴力、精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、双方の信頼関係が著しく損なわれ、改善する見込みがない場合、契約の解除を行う場合があります。

## 16. 非常災害対策に関する事項

非常災害その他の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、職員及び利用者にも周知徹底を図ります。職員に対して定期的に研修、訓練を行います。

## 17. 感染症の予防及びびまん延防止対策に関する事項

- ・「感染症マニュアル」に従って予防対策を講じます。
- ・指定感染症の発生時においても事業継続計画（BCP）を策定し職員及び利用者にも周知徹底を図ります。職員に対しても定期的に研修を行います。

## 18. 医療DX推進体制整備について

当事業所ではオンライン資格確認等システムを活用し、利用者様の診療情報・薬剤情報等を取得・活用することで質の高い訪問看護の提供に努めています。医療DXを通じて安全で適切な医療・看護サービスを提供するため、マイナ保険証の利用促進等に取り組んでいます。

## 19. 当事業所からのサービスの中止・延期

- ・台風、地震、水害、大雪等の災害などで職員の安全が担保できない場合、訪問を中止又は延期する場合があります。
- ・災害や事故、事業所内での感染症等、一時的に当事業所からのサービス提供が困難になった場合は連携している他の訪問看護ステーションからのサービス提供となる場合があります。その場合は利用者および家族への説明、同意を確認させていただく場合があります。

当事業所は、利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に際し、利用者及びその家族に対して本書面に基ついて、重要事項を説明しました。

年 月 日

訪問看護及び介護予防訪問看護

<事業者>岡山県倉敷市茶屋町360-12 フロント茶屋町B105

株式会社 代表取締役 小坂田 香代子 印

訪問看護フィリーズ

説明者

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明と交付を受け、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人（身元引受人） 住所

（続柄）

氏名 印

# 個人情報使用同意書

訪問看護フィリズ

## 1. 使用目的

私及び家族の個人情報は、医療機関・居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合は、使用する事に同意します。

## 2. 条件

情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

訪問看護フィリズ 殿

年 月 日

|                |    |   |
|----------------|----|---|
| 利用者            | 住所 | 〒 |
|                | 氏名 | 印 |
| 代理人            | 住所 |   |
|                | 氏名 | 印 |
| 家族<br>(続柄<br>) | 住所 |   |
|                | 氏名 | 印 |